

こども加算

Q 「生活支援給付金(第2期 こども加算)」とはどのような制度ですか。

A エネルギー・食料品等の物価高騰の影響により特に負担が増大している低所得世帯(令和5年度の住民税均等割非課税世帯または均等割のみ課税世帯)で同一世帯に18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童のいる世帯に対して、対象児童1人あたり5万円を現金給付します。

Q どのようにして支払われますか。

A 原則、世帯主の銀行口座への振込です。

(令和5年度住民税非課税世帯)
生活支援給付金(7万円)とは別々の振込となります。

(令和5年度住民税均等割のみ課税世帯)
生活支援給付金(10万円)と同時に振込となります。

Q 児童の父母がそれぞれ別の世帯で、いずれも非課税世帯であるが、母が児童と同一世帯の場合、どちらの世帯がこども加算の対象となりますか。

A 原則、こどもの属する世帯の世帯主に給付することになりますので、母にこども加算を支給することになります。

Q 別居している扶養児童がいますが、支給対象となりますか。

A 生活支援給付金(7万円)や生活支援給付金(10万円)の支給対象世帯で別世帯の児童を扶養している場合は別途申請いただくことで、こども加算の支給対象となる場合があります。
(例)高知市外の高校の寮に住民票を登録しているが、高知市内の世帯が扶養している場合

Q いつまでに手続きをしないともらえないのですか。

A 確認書の返送期限は令和6年5月31日(必着)までです。令和5年12月2日以降に生まれた新生児につきましては、別途お問い合わせください。

Q 確認書の提出を行わなかった(忘れていた)場合はどうなりますか。期限を超えて出した場合はもらえなくなるのですか。

A 確認書に記載の令和6年5月31日(必着)を提出期限としています。期日までに提出いただけない場合は給付金を受け取ることはできません。

Q 令和5年12月2日以降に高知市に転入し、7万円の給付金は転入前の市町村で受給しました。こども加算はどちらの市町村で支給されますか。

A 高知市におけるこども加算の対象者は、原則、基準日(令和5年12月1日)時点で本市に住民登録がある方になりますので、令和5年12月2日以降に本市に転入した方については、転入前の市町村にお問い合わせください。
なお、DV被害等のやむを得ない事情がある方は、別途お問い合わせください。